



町内会などで 除排雪を行う場合

排雪用の運転手付きダンプトラックまたは積み込み機械を無料で貸し出します



町内会などが実施する除排雪作業に対し、運転手付きダンプトラックまたは積み込み機械のいずれかを無料で貸し出します。

事前に余裕を持ってお申し込みください。

【申し込み】道路除排雪対策本部 ☎(888)5751

* 12月10日(火)からは除排雪コールセンターへ

小型除雪機や軽トラックなどを無料で貸し出します



各地区の社会福祉協議会、町内会、ボランティア団体などに、小型除雪機、融雪機、融雪管、軽トラック、その他必要な除雪用具を貸し出します。

【申し込み】秋田市社会福祉協議会 ☎(862)7445

路面の凍結抑制剤を配布します

町内や地域で協力して作業を行う場合に、坂道や交差点などの道路を凍りにくくするための凍結抑制剤を、1回の申請で最大3袋まで、道路維持課車庫(寺内字蛭根85-9)で配布しています。



事前に、道路除排雪対策本部へご連絡ください。なお、散布の際は通行車両に注意し、事故のないように作業してください。

【問い合わせ】道路除排雪対策本部 ☎(888)5751

* 12月10日(火)からは除排雪コールセンターへ

ボランティア保険を補助します

町内会で除雪活動を行う際に加入するボランティア保険を、1町内につき年度内1回全額補助します。

【申し込み】活動日が決まったら、活動日前日(活動日が土・日、祝日の場合は、活動日直前の平日)の午前中までに秋田市社会福祉協議会へ。☎(862)7445

個人の小型除雪機の燃料を支給します



町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路などを除排雪する際に使用する、個人所有の小型除雪機や農業用機械の燃料を支給します。

【条件】地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などの除雪作業

【支給量】1団体あたり年度内の上限は400ℓ。作業実施時に随時支給します。申込期限は3月31日(月)

【申し込み】直接①か②の窓口で平日にお申し込みください。申請書は市ホームページからダウンロードできます(広報ID番号 1036802)

①道路除排雪対策本部(市役所3階)

②各市民サービスセンター

【問い合わせ】道路除排雪対策本部 ☎(888)5751

* 12月10日(火)からは除排雪コールセンターへ

小型除雪機を無料で配達・回収します

町内会または個人が除排雪作業を行う場合、コミュニティセンター(休館中の明徳を除く)に備えている小型除雪機を指定する時間・場所に配達し、終了時に回収します。貸出時間は、午前9時～午後4時(半日が1日単位)。地域の市道または私道を50m以上除雪することが条件(配達を希望しない場合は除雪距離の条件なし)で、燃料費は無料です。

【問い合わせ】生活総務課 ☎(888)5625

* 12月29日(日)から1月3日(金)までを除く。

地域での排雪に公園を開放します



スノーダンプなど、人力での排雪に限り、降雪時から地域の街区公園や児童遊園地を堆雪場として開放します。

◆来春の公園利用のため、次の点にご協力ください

- ・雪の重みで破損する恐れがありますので、遊具や低木から離れた場所に雪を捨ててください
- ・雪以外のごみを混ぜないように排雪してください。雪解け後の清掃などは、地域のみなさんのご協力をお願いします

【問い合わせ】公園課 ☎(888)5753



一緒にやろう！

除雪ボランティア

申し込み▶秋田市ボランティアセンター
☎(862)9774

派遣します

派遣の対象となる世帯

高齢者のみか、障がいのあるかたがいる世帯で、次のすべてに該当する場合

- ①自力で除雪ができない
- ②市内に親子・兄弟などがいない
- ③業者への除雪依頼が経済的に困難である



次の場合に派遣します

ガスボンベ、ストーブの排気口が雪で覆われていて危険／積雪で窓ガラスが割れそうで危険／その他、降雪により危険…屋根の雪下ろしなどの危険が伴う場所の作業や大掛かりな排雪は行いません

ご協力ください



上記の世帯で作業をするボランティア(個人・団体・企業)を募集します。除雪用具は秋田市ボランティアセンターでも準備しますが、活動場所への移動、防寒着の準備は各自でお願いします。*なお、活動中のけがなどに備え、ボランティア保険に加入します(自己負担なし)。

◆企業・事業者のみなさんへのお願い

少子高齢化による担い手不足のため、町内会などが中心となっていく除雪活動が思うようにできない地域が増えています。

地域の除雪活動が円滑に行われ、安全安心な冬を過ごせるよう、社会貢献としてのご協力をお願いします。

福祉総務課地域福祉推進室☎(888)5661



自力で行う除排雪が困難なかたへ

雪寄せ援助員を高年齢者宅へ派遣します



玄関から道路までの通路の雪寄せです

【対象となる世帯】日常生活上の援助を要する、おおむね65歳以上の1人暮らしなどで、雪寄せ援助が必要なかた

【支援内容】1週間2回まで、1回1時間以内。利用料は1回430円

【申し込み】お住まいの地区の地域包括支援センターへ。申請済みのかたは、利用時に秋田市シルバー人材センターへ。☎(863)5900

【問い合わせ】長寿福祉課☎(888)5668

[道路豪雪対策本部設置時に]

屋根の雪下ろし費用を助成します

【対象】65歳以上の高齢者のみか、64歳以下で次のいずれかの手帳などの交付を受けているかたのみの世帯。ただし、市民税非課税で持ち家に限ります

- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳
- ④特定医療費(指定難病)受給者証



【助成額(ひと冬に1世帯1回)】雪下ろしのみ=上限10,000円、雪下ろしと排雪=上限15,000円

【申し込み】65歳以上のかたは長寿福祉課
☎(888)5668・FAX(888)5667

①~④のいずれかの交付を受けているかたは
障がい福祉課☎(888)5663・FAX(888)5664

*65歳以上の高齢者と①~④のいずれかの交付を受けているかたのみで構成される世帯も対象になります。その場合は長寿福祉課へお申し込みください。

*積雪で家屋倒壊の危険がある場合は、道路豪雪対策本部の設置に関わらず、現地を調査して助成の可否を決定します。

*申請には、作業前後の現況写真と作業代の領収書(写し可)が必要です。